

令和7年7月10日

国立大学法人愛媛大学 施設基盤部

質 疑 回 答

工事名 愛媛大学(樽味)農学部三科実験室等改修工事

令和7年7月9日にいただきました質問事項に対し、下記のとおり回答いたします。

記

質問番号	図面番号	質疑	回答
1	共通	超速硬化型ウレタン塗膜防水について、参考製造所における仕様(膜厚等)をご教示願います。	平均塗膜厚2.0mm以上として下さい。
2	共通	紫外線硬化型FRPシート補修について、参考の製造所・工法・製品名等がありましたらご教示願います。	阿南電機株式会社 ウルトラパッチ同等品以上として下さい。
3	共通	地下水槽水路躯体補修について、水槽等内部の補修後はそのままの仕上げでよろしいでしょうか。例えば、防食、その他防水処理等の仕上げ処理の可否。	補修後は現状の仕上げのままで支障ございません。
4	共通	また、上記における地下水槽水路等へ排水(貯水)されているものは薬品でしょうか。(酸性、アルカリ性、濃度等)	地下水槽水路等への排水(貯水)しているものは、雨水と井戸水となります。薬品については水路へ排水(貯水)しておりません。
5	図面31 内訳書13ページ	農業工学実験室の軒裏は既存フレキシブルボードを撤去後、ケイカル板を張りEP塗りの図示がありますが、内訳書にはフレキシブルボードの撤去の項目があるのみで、ケイカル板張り及びEP塗りの項目がありません。図面を正とするのでしょうか。	図面番号31を正として下さい。 「ケイ酸カルシウム板張り:76.8m2」 「EP塗り 素地ごしらえB種共:76.8m2」を本工事に含みます。
6	図面31	農業工学実験室の軒先の瓦棒鉄板を撤去後、FRPシート補修とありますが、シートですと厚みがあるため、特に瓦棒周辺の出隅、入隅でのシート折り曲げ部分で下地との密着性が悪く、そこから漏水する恐れがあるため、シート補修ではなくFRP防水としても宜しいでしょうか。	鉄板欠損部を補う材料で、超速硬化型ウレタン塗膜防水(遮熱仕様)工事に支障がなければFRP防水として宜しいです。
7	図面37	農業工学実験室の外壁角波鉄板の下地には断熱複合版とその裏面にケイカル板 t=6 の図示がありますが、内訳書には断熱複合版の項目があるのみで、ケイカル板の項目がありません。図面を正とするのでしょうか。	図面番号37を正として下さい。 「ケイ酸カルシウム板張り:53.5m2」を本工事に含みます。
8	図面39	仕上表によりますと、農学部実験室のデータ管理室と機械準備室の天井はEP塗装となっていますが、内訳書には項目がありません。図面を正とするのでしょうか。	図面番号39を正として下さい。 「EP塗り 下地調整RB種共:21.4m2」及び水園生物飼育室1天井の「EP塗り 素地ごしらえB種共:34.5m2」も本工事に含みます。
9	図面41	農学部実験室の南面に亀甲金網撤去及び亀甲金網張りの図示がありますが、内訳書には項目がありません。工事に含むのでしょうか。含むようでしたら金網は再取付とするのかそれとも新設とするのかご指示ください。また、新設とする場合には詳細をご指示ください。	図面番号41を正として下さい。 金網は撤去・再取付けとして下さい。

質問番号	図面番号	質疑	回答
10	内訳書19ページ	内訳書によりますと、天井仕上材の数量がケイカル板と石膏ボードを合わせ88.1m2あるのに対し、天井下地材の数量が61.6m2となっています。下地材を際使用する部分があるのでしょうか。ご指示ください。	天井下地材88.1m2を正として下さい。
11	図面51	屋外設備基礎や足洗場の工事にて発生した土は、場内にて敷き均し、もしくは堆積処分できるのでしょうか。	場内にて敷き均しを行って下さい。敷き均し箇所等詳細は監督職員との協議とします。
12	図面51	設備基礎の溶接金網がD10×150×150との図示がありますが、溶接金網ですとΦ6-150×150ではないでしょうか。	溶接金網ではなく鉄筋金網を正として下さい。
13	図面番号・特-1第1章・各章共通事項項目・施工条件1及び2	本工事は開札日(令和7年7月17日)を起算日として、完成期限(令和8年2月27日)まで総日数は226日(猛暑による作業不能日9日間を含む)であります。 そのうち、工事中止日が29日、騒音作業中止日が24日計上されており、実質作業可能日数は173日(土・日・祝日を含む)となり、作業期間が極端に短い状況を強いられると推察されます。 しかしながら、現場説明書・8項その他(13)においては週休2日促進工事の実施は削除されております。 文部科学省大臣官房文教施設企画から通知されている「7文科施第59号(添付ファイル3)」によれば、週休2日等の休日を考慮せずに設定された工期は適正な工期であるとは通常言い難く、発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合は、建設業法第19条の6第2項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意することとあります。 本工事のように実質作業可能日数が非常に制約を受けている場合は上記の勧告の対象に抵触するものではありませんか。本工事の工期は適正な工期と認識して設定されているのでしょうか。 勧告の対象となった場合の措置(例えば令和8年3月下旬頃までの工期の延期等)を講じる可能性がありますか。	適正な工期と認識して設定しております。勧告の対象となった場合についての工期の延長等は監督職員との協議となります。
14	図面番号・特-1第1章・各章共通事項項目・施工条件7	農学部農業工学実験室及び農学部実験室は令和7年12月26日(金)より部分的に利用する予定である。との記載があります。 発注者側から提示された入札説明書のうち、「建築工事概要書」には建物使用の有無について農学部農業工学実験室及び農学部実験室は、建物使用は「無し」との記載であります。 図面の記載と建築工事概要書の記載が不整合です。 統一見解をお示し願います。	特記仕様書を正として下さい。 なお、「建築工事概要書」に記載されている建物使用の有無については「執務並行改修」の対象の有無を表記しているものであり、本工事において「執務並行改修」は想定しておりません。